

<参考>

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団利用契約書（ひな形）

株式会社●●●●（以下「発注者」という。）と公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）とは、発注者が事業団を通じて事業団の会員（以下「会員」という。）に対して●●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおり事業団利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、船橋市生きがい福祉事業団利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員として事業団が選定した会員に対して、事業団を通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係る事業団業務委託料（利用規約第5条に規定する事業団業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金●●●, ●●●円とする。

（or 合計額がわかる（計算できる）式等で記載）

（例）●●作業●m²あたり●●円に対し、実施した作業量に乗じて得た額と消費税額の合計。

第3条（契約の期間）

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、期間満了日の●ヶ月（又は日）前までに発注者又は事業団のいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、千葉地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（その他）

<参考>

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及び事業団が協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和●●年 月 日

(住 所)
(相手方名称)

(事業団住所) 千葉県船橋市本町2丁目7番8号
(事業団名称) 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団
代表理事 理事長